

千葉県報

号外
令和7年3月7日

主要目次

選挙管理委員会告示

○ 千葉県議会議員補欠選挙の期日等

○ 千葉県議会議員補欠選挙における開票事務を別に行う選挙会の選挙区

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所

○ 千葉県議会議員補欠選挙における投票用紙の様式

○ 千葉県議会議員補欠選挙における千葉県選挙管理委員会委員長の執務場所

各選挙長告示

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙長の執務場所

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙長の執務場所

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙長の執務場所

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙長の執務場所

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙長の執務場所

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時

○ 千葉県議会議員補欠選挙における選挙長の執務場所

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項の規定により、千葉県知事選挙と同時に千葉県議会議員補欠選挙（松戸市選挙区）、同補欠選挙（茂原市選挙区）、同補欠選挙（成田市選挙区）、同補欠選挙（四街道市選挙区）及び同補欠選挙（香取市・香

取郡神崎町・香取郡多古町選挙区）を次のとおり行う。

令和七年三月七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 選挙の期日 令和七年三月十六日

二 各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区	選挙すべき議員の数
松戸市選挙区	一人
茂原市選挙区	一人
成田市選挙区	一人
四街道市選挙区	一人
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	一人

千葉県選挙管理委員会告示第十八号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙における開票事務を別に行う選挙会の選挙区は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

松戸市選挙区、茂原市選挙区、成田市選挙区及び四街道市選挙区

千葉県選挙管理委員会告示第十九号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙（松戸市選挙区）、同補欠選挙（茂原市選挙区）、同補欠選挙（成田市選挙区）、同補欠選挙（四街道市選挙区）及び同補欠選挙（香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区）における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

選挙区	場所	日時
松戸市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第二会議室	令和七年三月十八日午前九時三十分
茂原市選挙区	茂原市 長生合同庁舎四階大会議室	令和七年三月十八日午前九時三十分
成田市選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階第一会議室	令和七年三月十八日午前九時三十分
四街道市選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階第一会議室	令和七年三月十八日午前九時五十分

令和7年3月7日（金曜日）

報 葉 県 千

号外第16号

香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区

香取市

香取合同庁舎四階中会議室

令和7年3月18日午前九時三十分

千葉県選挙管理委員会告示第二十号

令和7年3月16日執行の千葉県議会議員補欠選挙（松戸市選挙区）、同補欠選挙（茂原市選挙区）、同補欠選挙（成田市選挙区）、同補欠選挙（四街道市選挙区）及び同補欠選挙（香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区）における千葉県議会議員選挙公報の発行に関する条例（昭和五十七年千葉県条例第二十九号）第四条第二項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和7年3月7日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一日時 令和7年3月7日 午後五時三十分

二場所

選挙区	場 所
松戸市選挙区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階第二会議室
茂原市選挙区	茂原市 長生合同庁舎四階大会議室
成田市選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階大会議室
四街道市選挙区	佐倉市 印旛合同庁舎二階大会議室
香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区	香取市 香取合同庁舎四階中会議室

千葉県選挙管理委員会告示第二十一号

令和7年3月16日執行の千葉県議会議員補欠選挙（松戸市選挙区）、同補欠選挙（茂原市選挙区）、同補欠選挙（成田市選挙区）、同補欠選挙（四街道市選挙区）及び同補欠選挙（香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区）における投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和7年3月7日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

令和7年執行

千葉県議会議員補欠選挙投票

千葉県選挙管理委員会之印

一

○注 意

候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二

候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考

1

白地に緑刷りとする。

2

点字投票用紙には「点字投票」と表示する。

千葉県選挙管理委員会告示第二十二号

令和7年3月16日執行の千葉県議会議員補欠選挙（松戸市選挙区）、同補欠選挙（茂原市選挙区）、同補欠選挙（成田市選挙区）、同補欠選挙（四街道市選挙区）及び同補欠選挙（香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区）における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和7年3月7日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

各 選 挙 長 告 示

千葉県議会議員補欠選挙松戸市選挙区選挙長告示第一号

令和7年3月16日執行の千葉県議会議員補欠選挙（松戸市選挙区）における選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和7年3月7日

千葉県議会議員補欠選挙松戸市選挙区選挙長 小川 康博

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課	令和7年3月13日 午後五時三十分

二

法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和七年三月十三日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県議会議員補欠選挙松戸市選挙区選挙長告示第二号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙（松戸市選挙区）における本職の職務の場所は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県議会議員補欠選挙松戸市選挙区選挙長 小川 康博
松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和七年三月七日については、東葛飾合同庁舎六階第二会議室とする。

千葉県議会議員補欠選挙茂原市選挙区選挙長告示第一号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙（茂原市選挙区）における選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県議会議員補欠選挙茂原市選挙区選挙長 金子 善一

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		茂原市	長生地域振興事務所企画課	令和七年三月十三日	午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ			同右	令和七年三月十三日	午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ			同右		事実発生の都度

千葉県議会議員補欠選挙茂原市選挙区選挙長告示第二号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙（茂原市選挙区）における本職の職務の場所は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県議会議員補欠選挙茂原市選挙区選挙長 金子 善一
茂原市 長生地域振興事務所企画課。ただし、令和七年三月七日については、長生合同庁舎四階大会議室とする。

千葉県議会議員補欠選挙成田市選挙区選挙長告示第一号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙（成田市選挙区）における選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県議会議員補欠選挙成田市選挙区選挙長 飯島 里美

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		佐倉市	印旛地域振興事務所企画課	令和七年三月十三日	午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和七年三月十三日	午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

千葉県議会議員補欠選挙成田市選挙区選挙長告示第二号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙（成田市選挙区）における本職の職務の場所は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県議会議員補欠選挙成田市選挙区選挙長 飯島 里美
佐倉市 印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和七年三月七日については、印旛合同庁舎二階大会議室とする。

千葉県議会議員補欠選挙四街道市選挙区選挙長告示第一号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙（四街道市選挙区）における選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県議会議員補欠選挙四街道市選挙区選挙長 飯島 里美

区 分		場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	佐倉市 印旛地域振興事務所企画課	令和七年三月十三日午後五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和七年三月十三日午後五時四十分	

六十二条第四項の規定によるくじ		午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県議会議員補欠選挙四街道市選挙区選挙長告示第二号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙（四街道市選挙区）における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県議会議員補欠選挙四街道市選挙区選挙長 飯島 里美
佐倉市 印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和七年三月七日については、印旛合同庁舎二階大会議室とする。

千葉県議会議員補欠選挙香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区選挙長告示第一号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙（香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区）における選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県議会議員補欠選挙香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区選挙長

橋本 欣也

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	香取市 香取地域振興事務所企画課	令和七年三月十三日 午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和七年三月十三日 午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

千葉県議会議員補欠選挙香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区選挙長告示第二号

令和七年三月十六日執行の千葉県議会議員補欠選挙（香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区）における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和七年三月七日

千葉県議会議員補欠選挙香取市・香取郡神崎町・香取郡多古町選挙区選挙長

橋本 欣也

香取市 香取地域振興事務所企画課。ただし、令和七年三月七日については、香取合同

庁舎四階中会議室とする。

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三（二二三）二六五八

購読申込先